

公益社団法人鹿児島法人会 青年部会 入会説明確認書(控え)

入会希望者氏名(本人自筆):

場 所:

日 時: 令和 年 月 日 ()

入会説明者氏名:

※当部会の概要について、会員手帳・入会申込書・参考資料等参照の上、各委員会の事業や活動内容について説明いたします。

下記の確認項目を承諾した場合は本人承諾欄に○印を付けてください。

確 認 項 目	本人承諾	備考(質問・説明事項)
1. 入会資格について 当部会会員は、本会会員事業所に所属する当該年度年齢20歳以上48歳以下の青年経営幹部であり、当部会の目的及び事業に積極的に協力する意志を持ち入会を希望する個人です。		
2. 入会について 入会を希望する者は入会申込書を部会長宛てに提出し、役員会の承認を得る必要があります。また、在籍期間を2年以上有する者とします。当部会の入会説明を受け役員会の承認の後、オリエンテーション受講により会員資格を有します。		
3. 入会金の納入期限について 入会金はオリエンテーション受講前までに納入することとします。納入確認後、オリエンテーション受講資格が与えられます。		
4. 年負担金及び納入期日について 入会初年度の年負担金は免除されます。次年度以降の年負担金納入期日は当該年度5月末日迄とします。		
5. 各案内状の送付並びに返信について 各事業等の場合は法人会事務局より発送します。委員会案内については、原則とし、法青会HPにて案内され、登録期限内に出欠登録を行います。また、会員大会においては、往復はがきにて案内を発送し、出欠確認を行います。出欠登録、返信等は、速やかに必ず行うこととします。 法青会HP http://housei.houjinkai.or.jp/		
6. 委員会配属について 会員資格を得た後については、基本的に本人の希望する委員会へ配属します。なお、仮会員の間は組織委員会での活動となります。		
7. 新入会員研修事業・ルーキークラブについて 新入会員研修事業・法青会ルーキークラブについては、積極的に参加し対象者間の交流を深めていただきます。		
8. 各事業への出席について 会員大会・例会・毎月の委員会や各事業への積極的な参加・協力をします。やむを得ない理由で一定期間参加出来ない場合は、会則第8条に基づき休会届けを提出することとします。		
9. 退会について 退会を希望する際は、退会届を部会長宛てに提出する必要があります。但し、会員本人が死亡した場合は、これをもって退会したものとみなします。		
10. 除名について 当部会会員が、次の各号いずれかに該当する場合は、役員会の議決によりこれを除名することが出来ます。この場合は役員会開会の1ヶ月前までに当該会員に対してその旨を通知し、かつ役員会において弁明する機会を与える必要があります。 ①本会並びに当部会の名誉を毀損し、または趣旨に反する行為をした場合。 ②年負担金納入義務を履行しない場合。 ③出席義務を著しく履行しない場合。 ④その他、会員として適当でないと認められる場合。		
11. その他 入会申込み書受領後、申込み受領年度又は、翌年度オリエンテーションを受講できない場合は、入会申込みを取り消します。尚、入会金の返金はいたしません。		

※記入事項を訂正する場合は、その個所に二重線を引き、その上に本人による署名をお願いします。